

# 令和6年度第4回大阪府医療対策協議会 議事概要

日時：令和7年1月21日（火曜日） 16時30分～17時15分

場所：ホテルプリムローズ大阪 鳳凰（東）

## 1. 会長選出について

- 大阪府医療対策協議会規則第4条第1項の規定により、会長選出を委員の互選により実施。  
→大阪府医師会副会長の阪本委員が推薦され、承認。

## 2. 会長職務代理者の選任について

- 大阪府医療対策協議会規則第4条第3項の規定により、阪本会長より会長職務代理者を選任。  
→大阪府病院協会会長の木野委員を選任。

## 3. 議題

### (1) 臨床研修について

#### ①【資料1】臨床研修医募集定員の決定方法について（令和8年度研修開始分）

**【論点1】**

○【協議事項1-1】「調査票の記載内容を踏まえた配分」枠の捻出について  
病院への影響や調査票の枠数確保の観点から以下の案2を採用してはどうか。

< 現行 >

| N O | 募集定員配分方法   |
|-----|--|
| 1   | 「機械配分」により各臨床研修病院の「大阪府基礎数」を算出過去の採用実績の最大値に一定の値をかけて算出   |
| 2   | 1の「大阪府基礎数」に激変緩和措置等を反映し、各臨床研修病院の「大阪府ベース値」を算出<br>(1)直近の募集定員から <b>2以上</b> 減しないよう調整<br>(2) <b>2年</b> 連続募集定員が減少しないよう調整<br>(3)小児科産婦人科重点プログラムの加算    |
| 3   | 残りの枠を以下の(1)→(2)→(3)の順に各臨床研修病院の「大阪府ベース値」に加算<br>(1)大阪府ベース値が2枠未満の病院に対して、2枠になるよう加算<br>(2)地域枠優先マッチング、地域医療重点プログラムの対象病院に対して加算<br>(3)調査票の記載内容を踏まえた配分 |

→

< 変更後（案） >

| 案  | 変更により影響を受ける病院 | 配分枠の捻出 | 留意点・懸念事項                                   |
|--|---------------|--------|--|
| <案1><br>2(1)を以下の通り変更<br><b>2以上</b> 減しないよう調整<br>→ <b>3以上</b> 減しないよう調整   | 16病院          | 5枠程度   | 直近の募集定員から最大2名の定員減が発生。<br>→病院への影響が大きい。      |
| <案2><br>2(2)を以下の通り変更<br><b>2年</b> 連続減しないよう調整<br>→ <b>3年</b> 連続減しないよう調整 | 18病院          | 7枠程度   | 2年連続募集定員減が発生。<br>ただし<案1>に比べて定員減少による影響が少ない。 |

**【論点2】**

○【協議事項1-2】小児科産婦人科重点プログラムについて  
下記、変更後（案）の通り、広域連携型プログラム以外の定員と広域連携型プログラムの定員を合算したうえで、定員20名以上の病院に小児科産婦人科重点プログラムを設置してはどうか。

| 【変更前】 |  | 【変更後（案）】 |   |
|-------|--|----------|---|
| N O   | 募集定員配分方法   | N O      | 募集定員配分方法  |
| 1     | 「機械配分」により各臨床研修病院の「大阪府基礎数」を算出過去の採用実績の最大値に一定の値をかけて算出   | 1        | 「機械配分」により各臨床研修病院の「大阪府基礎数」を算出過去の採用実績の最大値に一定の値をかけて算出  |
| 2     | 1の「大阪府基礎数」に激変緩和措置等を反映し、各臨床研修病院の「大阪府ベース値」を算出<br>(1)直近の募集定員から2以上減しないよう調整<br>(2)2年連続募集定員が減少しないよう調整<br>(3) <b>小児科産婦人科重点プログラムの加算（定員16枠以上の病院に4枠加算）</b> | 2        | 1の「大阪府基礎数」に激変緩和措置等を反映し、各臨床研修病院の「大阪府ベース値」を算出<br>(1)直近の募集定員から2以上減しないよう調整<br>(2) <b>3年</b> 連続募集定員が減少しないよう調整<br>(3) <b>このタイミングでは小児科産婦人科重点プログラムを設置すべきか判断できない</b> |
| 3     | 残りの枠を以下の(1)→(2)→(3)の順に各臨床研修病院の「大阪府ベース値」に加算<br>(1)大阪府ベース値が2枠未満の病院に対して、2枠になるよう加算<br>(2)地域枠優先マッチング、地域医療重点プログラムの対象病院に対して加算<br>(3)調査票の記載内容を踏まえた配分     | 3        | 残りの枠を以下の(1)→(2)→(3)の順に各臨床研修病院の「大阪府ベース値」に加算<br>(1)大阪府ベース値が2枠未満の病院に対して、2枠になるよう加算<br>(2)地域枠優先マッチング、地域医療重点プログラムの対象病院に対して加算<br>(3)調査票の記載内容を踏まえた配分                |

↓ ①+②

小児科産婦人科重点プログラム設置（合計20名以上の場合に内数として4枠設置）

### 【論点3】

#### ○【協議事項2】 広域連携型プログラムの定員配分について

下記案の通り、審査のうえ定員配分してはどうか。

#### 審査方法（案）

○多くの臨床研修病院が短期間にも関わらず、プログラム作成に向けて調整していただいたため、できるだけ多くの病院に定員を配分したい。  
○プログラムの選択肢が増えることで、研修を希望する医学生にとって、多くのプログラムから選択が可能となる。  
→以上の観点を踏まえて、病院毎の定員上限を1としてはどうか。

○また、まずは安定的にプログラムを運用できるかという観点を重視し、上記審査方法のうち、②→①→③の順番に見ていくことにしてはどうか。

#### ステップ1 （安定的にプログラムを運用できるかという観点（募集定員））

②令和7年度募集定員に対する広域連携型プログラムの希望定員の比率  
→募集定員3以上の作成意向病院（27病院）に対して配分

#### ステップ2 （安定的にプログラムを運用できるかという観点（類似のプログラムの設置を確認））

①専門研修の特別地域連携プログラムの設置や採用実績等  
→募集定員2の作成意向病院（8病院）のうち、特別地域連携プログラムの設置や採用実績のある病院に配分

#### ステップ3 （研修環境の質が高いかという観点）

③一般プログラムの調査票  
→一般プログラムの調査票の得点が高い順に配分

### 【意見概要】

○府案について、特に意見なし。

### 【結論】

○協議事項1-1について、府案2のとおり進めることについて了承。  
○協議事項1-2及び協議事項2について、府案のとおり進めることについて了承。

## ② 調査票の評価項目について（令和8年度研修開始分）

### 【論点】

○令和8年度研修開始分の調査票の評価項目の変更点について、ご意見をいただきたい。

### 【意見概要】

○医療安全の項目について、インシデントレポートの提出件数が研修医1人あたり10件というのは、ハードルが高いのではないか。  
⇒臨床研修中にインシデントレポートの作成経験を積むことは重要と考え、10件とした。  
ご意見を踏まえ、今回の調査結果で10件を満たす病院が極めて少ない場合などは、来年度以降の評価項目の見直しを検討する。

### 【結論】

○府案のとおり進めることについて了承。